

【要保存】令和6年度版 西有馬小学校 災害時の対応

令和6年6月1日

状況	判断基準時間	対応		
		当日	翌日	
気象情報	「特別警報」 「暴風警報」 「暴風雪警報」 ※神奈川県内のいずれかの市町村等に発表	午前6時の時点で発表 継続中	臨時休業	通常授業
	上記以外の警報発表	発表が登校後	引取（引取人名簿登録者に限る）	通常授業
	気象条件が悪いが警報が出ていない	家庭で危険と判断したとき	通常授業	通常授業
			学校に連絡のうえ、自宅学習（出席扱い）	通常授業
地震	震度5強以上の地震 ※川崎市内のいずれかの地域で発生	児童が学校にいる間に発生	引取（引取人名簿登録者に限る）	臨時休業
		児童が学校にいないときに発生	臨時休業	臨時休業 ※休日・休前日発生の場合は、次の登校日が休業
緊急避難場所開設	大規模な風水害により本校で緊急避難場所開設	緊急避難場所閉鎖時	臨時休業	臨時休業 ※休日・休前日発生の場合は、次の登校日が休業
計画運休	川崎市内の全駅を含む区間で市内鉄道会社計画運休	午前6時の時点で計画運休しているとき	臨時休業	通常授業

- (1) 児童の安全確保を第一とし、警報等が出ていない場合でも学習途中での下校を行うなど、記載によらない対応をする場合があります。その場合は、メール配信等でお知らせします。家庭で危険だと判断した場合も、児童の安全確保を優先してください。
- (2) 通信障害や機器の破損、職員の出勤状況によっては、メール配信による連絡をできない場合が想定されます。学校からの連絡がなくても、テレビ・ラジオ・インターネット等で最新の情報を把握し、記載の対応をしてください。
- (3) 臨時休業は、児童の安全確保をするとともに、教職員の出勤体制確保や施設の点検・修復等のためのものです。
- (4) 臨時休業の場合、わくわくプラザは休室となります。